

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年11月 1 日
【発行者の名称】	株式会社マナビインテリアハーツ MANABE INTERIOR HEARTS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 真鍋 守利
【本店の所在の場所】	高知県高知市針木東町24番10号 (上記は登記上の本店所在地であり実際の業務は下記の【最寄りの連絡場所】で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府高槻市東上牧 1 丁目 2 番 1 号
【電話番号】	072-669-6771
【事務連絡者氏名】	総務部長 奴田原 隆
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2022年12月6日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。 また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社マナビインテリアハーツ https://www.manacs.com 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期	第60期	第61期
決算年月	2020年5月	2021年5月	2022年5月
売上高 (千円)	10,733,753	12,022,181	11,673,181
経常利益 (千円)	545,170	1,058,905	310,348
当期純利益 (千円)	347,205	626,436	156,165
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	40,000	40,000	40,000
発行済株式総数 (株)	8,480	8,480	8,480
純資産額 (千円)	2,077,784	2,696,019	2,857,119
総資産額 (千円)	10,306,424	11,183,521	13,811,900
1株当たり純資産額 (円)	245.02	317.93	336.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	3,200.00 (1,200.00)	800.00 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	40.94	73.87	18.42
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.2	24.1	20.7
自己資本利益率 (%)	18.2	26.2	5.6
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	4.3	4.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	689,669	1,202,574	△497,725
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△26,261	△775,962	△2,424,230
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△184,503	△47,373	2,670,604
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,977,851	2,357,148	2,102,839
従業員数〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	309 [136]	350 [180]	386 [210]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第59期から第60期まで新株予約権残高がありますが、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 当事業年度(第61期)の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第61期の財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第59期及び第60期の財務諸表については、監査を受けておりません。
6. 当社は、2022年8月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第59期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 1株当たり配当額及び配当性向について、第59期は配当を行っていないため記載しておりません。

2 【沿革】

株式会社マナビインテリアハーツは1961年に有限会社真鍋家具店として法人化し、その後1979年に有限会社まなべ家具店に社名を変更し、1993年に現在の形になっておりますが、その前身として個人の商店の時代が長くありました。商売を始めた時期は、明治30年代ころまで遡ります。

1979年に高知県西南端の宿毛市ではまだ珍しかった売り場面積600坪の店舗（鉄筋コンクリート3階建て）を新築し、高知県西部では地域1番の家具店となりました。当時は、この地域だけでも家具店が20店舗ほどもあり、1件が50万円～80万円程度の売り上げになる婚礼家具の販売競争では、それぞれの家具店が日夜熾烈な戦いを繰り広げておりました。

1960年代～1990年代は、日本の高度成長時代であり戦後のベビーブームと相まって婚礼たんすや新築用の家具の需要が最盛期を迎え、全国の家具店の売上高も2兆5千億円を超えていましたが、1993年をピークにして、婚礼家具需要の低下もあり、現在では全国家具店の売上高は1兆円を切ったと言われております。

弊社では、このような状況下、1992年に高知店を出店し、ようやく県庁所在地への出店を果たしました。これを足掛かりとして、1997年に関西地区への橋頭堡としての神戸店を出店をおこない、以後、関西エリアを第一商勢圏と定め、店数の拡大に努めてきております。

年月	概要
1961年4月	高知県宿毛市に、家具販売を目的とする有限会社真鍋家具店を設立
1979年6月	有限会社まなべ家具店に社名変更し、宿毛市内に宿毛店を新設、本店を移転
1992年5月	高知県高知市に2店舗目となる高知店を出店
1993年10月	有限会社まなべ家具店を株式会社マナビインテリアハーツへ社名変更
1994年1月	高知店に隣接して配送センターを増設
1995年9月	高知県四万十市に中村店を出店
1997年12月	兵庫県神戸市須磨区に関西地区1号店となる神戸店を出店
2002年8月	大阪府三島郡島本町に高槻店を出店
2005年3月	福岡県北九州市小倉北区に九州地区1号店となる小倉北店を出店
2008年9月	和歌山県岩出市に和歌山岩出店を出店
2010年1月	大阪府高槻市に高槻物流センター並びに商品本部事務所を設置
2010年5月	京都府京都市南区にイオンモールKYOTO店を出店
2012年3月	兵庫県西宮市にコーナンPRO西宮今津店を出店
2013年12月	兵庫県川西市に川西店を出店
2014年1月	家具・インテリア用品の通信販売事業を開始
2014年6月	福岡県福岡市博多区に博多店を出店し大川DC開設
2015年10月	大阪府四條畷市にイオンモール四條畷店を出店
2015年11月	滋賀県草津市に草津店を開店
2017年7月	京都府八幡市に八幡店を出店
2017年8月	栃木県栃木市に栃木大平店を出店
2018年2月	大阪府堺市中央区に堺泉北店を出店

年月	概要
2018年8月	大阪府八尾市に八尾外環状店を出店
2019年9月	プライバシーマーク取得（登録番号 第20002477）
2020年11月	埼玉県ふじみ野市にイオンタウンふじみ野店を出店
2021年5月	埼玉県川口市にイオンモール川口店を出店
2022年3月	京都府京都市南区に京都吉祥院店を出店
2022年7月	大阪府堺市美原区に堺美原店を出店
2022年11月	群馬県邑楽郡千代田町に群馬千代田店を出店予定

店舗一覧

2022年10月31日現在

店舗名	出店地域	出店年
高知店	高知県高知市	1992年
中村店	高知県四万十市	1995年
神戸店	兵庫県神戸市須磨区	1997年
高槻店	大阪府三島郡島本町	2002年
小倉北店	福岡県北九州市小倉北区	2005年
和歌山岩出店	和歌山県岩出市	2008年
イオンモールKYOTO店	京都府京都市南区	2010年
コーナンPRO西宮今津店	兵庫県西宮市	2012年
川西店	兵庫県川西市	2013年
博多店	福岡県福岡市博多区	2014年
イオンモール四條畷店	大阪府四條畷市	2015年
草津店	滋賀県草津市	2015年
八幡店	京都府八幡市	2017年
栃木大平店	栃木県栃木市	2017年
堺泉北店	大阪府堺市中区	2018年
八尾外環状店	大阪府八尾市	2018年
イオンタウンふじみ野店	埼玉県ふじみ野市	2020年
イオンモール川口店	埼玉県川口市	2021年
京都吉祥院店	京都府京都市南区	2022年

店舗名	出店地域	出店年
堺美原店	大阪府堺市美原区	2022年
群馬千代田店	群馬県邑楽郡千代田町	2022年（11月出店予定）

3 【事業の内容】

(1) 当社の事業内容

当社は、家具インテリア用品、ホームファッション用品等の店舗による販売を主たる事業としております。「良品廉価主義」を企業理念として、デザイン、カラー、機能、品質にこだわった商品を、お求めやすい価格で提供することを重視し事業を展開しております。商品は、主に国内の仕入先から調達しており、自社で企画した商品は、海外メーカーから直接輸入しております。当社の店舗網は、直営の基幹大型店及びショッピングモールへ出店している小型店からなり、関西を中心に関東、九州へ出店しております。各店舗には専門の販売員を配置し、顧客とのコミュニケーションの中からニーズを把握し、的確な提案を行うことで、販売に繋げております。

店舗を運営すると共に、自社ECサイト、楽天市場、AmazonならびにYahoo!ショッピング等を通じた通信販売事業も営んでおります。また通販は近年、前期比150%のペースで売上が増大しており、今後も非常に高い成長率を維持できると予想されます。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。



(2) 製・商品及びサービスの内容

a 取扱品種

当社は、家具・インテリア用品、日用品、生活雑貨等を店舗で販売しております。主な取扱品種は、家具、寝具、カーテン、カーペットの他、インテリア雑貨、照明等、住宅関連の商品が中心となっております。ベーシックな定番商品だけでなく、カジュアル・モダンなテイストの商品を取り揃え、豊富なカラー展開を行うことで、多様化したライフスタイルや顧客ニーズに対応しております。

当社の商品品種は下記のとおりとなります。

部門別	大分類	品種
家具	リビング	ソファ・テレビボード・サイドボード等
	ダイニング	ダイニングテーブル・ダイニングチェア・食器棚等
	ベッド	マットレス・ベッドフレーム等
	収納家具	タンス・下駄箱・ドレッサー等
	学童・書斎	学習机・ランドセル等
	シーズン	季節商品が該当し夏はラタン製品等、冬はコタツ・コタツ布団関連商品

部門別	大分類	品種
ホームファッション・ソフト(以下Hfaソフトという)	カーテン	既製カーテン・オーダーカーテン・ブラインド・ロールスクリーン・カーテンレール等
	カーペット	ラグ・帖カーペット・玄関マット等
	寝装品	布団カバーリング・布団・まくら・折りたたみマット・季節用寝具等
	ファブリック	クッション・座布団・ソファカバー・キッチンマット・エプロン等
	生活関連	バス用品・トイレ用品・ランドリー用品・フレグランス等
ホームファッション・ハード(以下Hfaハードという)	組立家具・小物家具	組立家具のリビング・ダイニング・デスク・ガス圧チェア及び座椅子等
	収納用品	カゴ・ダストボックス・収納ケース・組み立てラック・玄関廻り用品等
	キッチン用品	食器・調理用品・シンク廻り用品等
	インテリア雑貨	時計・照明・インテリア家電・インテリア収納小物等
	ガーデン用品	グリーン・ガーデン家具・レジャー用品等

b 自社商品「mana casa」シリーズについて

「mana casa」はマナビインテリアハーツの自社商品ブランドです。メーカーや商社を介さず直接、海外メーカーと取引をすることで、国内仕入では出来ない低価格を実現させております。

また、マナビインテリアハーツの企業理念である「良品廉価主義」に基づき、低価格という事だけではなく素材や機能、デザイン性も重視したものとなっており、ベーシックな商品を中心に開発しております。

c 同業他社との比較について

当社として「良品廉価主義」の企業理念に基づいた家具・ホームファッションによる総合的な自社商品ブランドの開発を行っており、2022年5月末で売上高に占める自社開発の比率は全商品の約36.7%となっております。直接海外メーカーから仕入を行っており、在庫も自社でコントロールが可能な上、大手チェーンと異なり小ロット生産も行えるため、開発リスクを低減することが出来ます。

更に、ベンチマークする大手チェーンの場合、店舗数が多いため供給に時間がかかりますが、当社の規模であれば商品の試売、改廃と入替え等を比較的早い段階で行うことが出来るため、トレンドや顧客ニーズに合わせた品ぞろえを行いやすい事も強みとなっております。

d 接客販売について

当社は接客販売のレベル向上の為、商品知識の教育なども定期的に行っており、セルフ販売の体制を強化している大手チェーンと比べ、顧客ニーズに対してきめ細やかな対応ができる体制を整えております。

福利厚生としてインテリアコーディネーター、カラーコーディネーターの資格手当を取り入れており、提案販売に特化した社員の採用を積極的に行っております。

(3) 事業所展開の基本方針

当社の家具及びホームファッション用品の販売事業の店舗展開の基本方針としましては、幅広い顧客層をターゲットに集客が見込めるエリアまたは商業施設への出店を中心に、関西エリアを第1商勢圏と定め、このエリアでのローカルチェーンを確立しドミナント化の基盤構築を行います。また、関東エリアを第2商勢圏と定め、首都圏での営業基盤の確立を進める方針であります。さらに、山陽エリアや北陸エリアなど出店実績のない商圏についても採算性が見込まれ、配送ルートが合理的に確保されるならば積極的に出店していく方針であります。

今後は売り場面積1,800坪以上の大型ロードサイド店を出店して行くとともに、400坪クラスの小型モデルの業態出店を確立させていきたいと考えております。

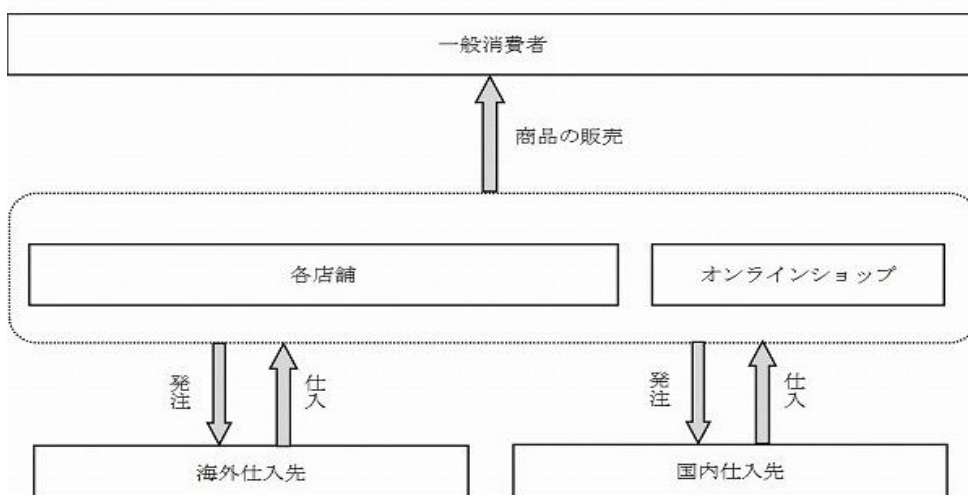
当社の川西店、高槻店、八尾外環状店等の大型店は当社の商品構成の全てを取りそろえたワンストップの売場を作ることが出来るため、売り場面積2,000坪クラスの競合店にも規模で対抗することが出来ます。

小～中型店に関しては、成功モデルはイオンモール四條畷店（400坪）のみとなっておりますが、今後は同店舗のモール内動線や商品構成、コストバランスを参考に、出店基準を確立させていくことが課題となります。

当社は事業モデルでは、収益を拡大していくには経常的に販売チャネルを拡大し、整備を行っていかねばなりません。老朽化していく店舗、多店舗化に伴う商圈の拡大、配送エリアの拡大等への対策は常に考えておかなければなりません。現在は既存店の外壁や看板、売場什器・設備の手直しを定期的に行っております。さらに、紹介のみに頼っていた店舗開発の体制を改め、こちらから積極的に土地や物件を探しに行く体制に移行し、毎月の経営会議の中で新規出店の候補物件を共有しております。店舗開発部で分析を行った上で利益が見込めそうな物件に関しては、新規出店会議で協議し最終的には取締役会で出店可否の判断を行っております。

事業の系統図は次の通りであります。

【事業系統図】



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2022年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
377 [224]	34.1	6.9	4,116

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
 2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3. 臨時従業員はパートタイマー及びアルバイトを含み、派遣社員を除いております。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、企業の活動自粛による経済の停滞が続く中、国際的な情勢不安による資源価格の高騰や仕入れ価格の上昇など、厳しい状況が続いております。景気の先行きにつきましては、依然として不透明な状況が続いております。

家具・ホームファッション業界におきましては、新型コロナウイルス感染対策商品や在宅ワークなどの新しい働き方に伴う特需が落ち着き、人手不足による人件費や物流コストの上昇、業態間競争の激化により事業環境はますます厳しくなっております。

このような環境のもと当社は、お客さま・従業員の安全を最優先に考え、最大限の感染拡大防止策を講じながら、お客さまのニーズに応えるべく営業を続けてまいりました。

商品政策面につきましては、海外からの調達商品である当社オリジナルブランド「MANA casa」の商品開発に注力しておりましたが、中国の電力不足による生産の遅れや、輸入経費と原材料費の高騰による商品仕入れ価格の上昇などの不安定な状況が続いたため、国内仕入商品の積極的な投入を行いました。

販売実績といたしましては、前年に巣ごもり需要で売上げが好調に推移していたことなどから、既存店売上高は前年を下回る結果となりました。家具部門ではダイニングセット・食器棚において、国内メーカーとの共同開発などの取組を強化することにより売上が伸びました。

今期注力いたしましたEC事業におきましては、本店サイトや楽天市場、PayPayモールなどにおいて、良品廉価をコンセプトとしたオリジナル商品を中心に売上を確保してまいりました。さらに本店サイトにてGoogleのSEO対策やサイト内の回遊導線設計、ブランドイメージ向上のためのオリジナル商品の特集ページの作成などを行った結果、大きく売上高を伸ばすことができました。引き続き本店サイトを強化していくことにより、「MANA casa」ブランド認知に努めてまいります。

店舗開発につきましては、2022年3月に京都府内においてロードサイド大型店となります「京都吉祥院店」（京都府京都市南区）を新規に出店いたしました。これにより、京都府エリアのドミナントの拡充を図ることができました。

販売費及び一般管理費につきましては、広告チラシの配布中止による広告宣伝費の減少などにより、全体的なコストを抑制することができましたが、新規出店に係る費用として、租税公課及び支払報酬が増加いたしました。

その結果、売上高は11,673,181千円(前年同期比2.9%減)となり、営業利益は415,727千円(前年同期比62.9%減)となりました。経常利益は310,348千円(前年同期比70.7%減)となり、当期純利益は156,165千円(前年同期比75.1%減)となりました。

また、当事業年度末における総資産は13,811,900千円となり、前事業年度末と比較して2,628,379千円増加となりました。負債は10,954,781千円となり、前事業年度末と比較して2,467,279千円増加となりました。純資産は2,857,119千円となり、前事業年度末と比較して161,100千円増加となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は2,102,839千円となり、前事業年度末に比べ254,308千円の減少となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、支出した資金は497,725千円（前事業年度は1,202,574千円の獲得）となりました。これは主に、税引前当期純利益227,355千円、減価償却費327,879千円を計上した一方、棚卸資産の増減額△380,505千円、法人税等の支払額△458,322千円などがあったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果、支出した資金は2,424,230千円（前事業年度は775,962千円の支出）となりました。これは主に、敷金及び保証金の差入による支出25,500千円、有形固定資産の取得による支出2,196,790千円などがあったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果、獲得した資金は2,670,604千円（前事業年度は47,373千円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入3,430,000千円、長期借入金の返済による支出946,201千円、社債の償還による支出190,400千円などがあったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

① 生産実績

該当事項はありません。

② 受注実績

該当事項はありません。

③ 仕入実績

当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、地域別に記載しております。

区分	当事業年度		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	割合 (%)	
国内仕入	4,131,060	65.6	97.8
海外仕入	2,170,458	34.4	111.7
合計	6,301,519	100.0	102.2

④ 販売実績

当社の事業は単一セグメントでありセグメント情報を記載していないため、事業部門別に記載しております。

区分	当事業年度		前年同期比 (%)
	金額 (千円)	割合 (%)	
店舗販売	11,196,375	95.9	96.3
E C 事業部	476,806	4.1	118.9
合計	11,673,181	100.0	97.1

3 【対処すべき課題】

当社は創業以来一貫して家具・ホームファッションの販売を中核事業に据え、現在では20店舗（2022年10月31日時点）を擁する国内有数の家具小売りチェーンとして発展してきました。昨年来のコロナ禍の影響で業界環境は一変し、巣ごもり需要や在宅ワークなどに伴う需要の高まりが生じた一方で、商品価格や物流コストの高騰、業態間競争の激化などにより、其々の企業に対して優勝劣敗がつきやすい厳しい正念場を迎える状況にあります。

当社の成長戦略の柱は新規出店の加速と通販事業の拡大であります。新店は大型店、SC店合わせて毎期2～3店舗を目標に出店していきます。店舗数を増やすことでチェーンとしての効果を獲得し、持続的な収益基盤を強化していきます。またネット販売の隆盛にあたり、成長機会の多い通販事業を高い成長率で伸ばして行きます。5年後には10%台のEC化率を達成します。

この計画を実現するために以下のリソースを整備していきます。

(1) 成長性を重視し売上高の拡大をするため次のような施策を行います

人的資源：店舗づくりや商品開発、バックアップの充実を図るために、多くのスタッフやパートナーを採用し、質の高い人材へと育成していきます。高いモチベーションを持って各々のミッションを達成していきます。人的資源の確保は成長を図るための最重要課題であります。

物的資源：店舗数を増加させ顧客にとって身近な存在に成らなければなりません。快適で満足度の高い、欲しいもの、新たな発見と出会う店舗づくりを目指します。またDCを増設し多店舗展開のための流通網の強化を図ります。

資金的資源：投資を確実に実現できるようレバレッジ効果を利用し、資金調達を円滑に実行していきます。また上場を機に時価発行による市場調達も積極的に活用して、適切な資本を構成していきます。

情報資源：企業ブランドを浸透させ、企業イメージを向上させるために、様々なメディアを利用して当社の認知度を上げていきます。また、顧客情報を積極的に収集・分析して、商品開発に活用していきます。

(2) 利益率を上昇させて収益を向上させるため次のような施策を行います

新規の海外ベンダーの開拓、既存の取引先との関係強化を通してMダイレクト（P B）比率を高めていきます。PBの拡大により顧客満足度を高め、付加価値の向上、粗利率の上昇を図っていきます。

物流網の強化・再編を図ることで物流コストを適切にコントロールし、上昇圧力に歯止めをかけていきます。

(3) スピード感を持って無駄のない効率的な事業運営を行うため次のような施策を行います

魅力ある商品を過不足なく提供できるようにするために、統計的に販売実績をランク付けし、売れ筋商品の回転率を上昇させていきます。

新システムの稼働や諸規程・マニュアルの整備、さらにはコミュニケーション・ツールの活用を図り、店舗運営や本部運営における業務の標準化を進め、業務の合理化や効率化を実行していきます。

商品に係る様々なクレームを要因別に分析し、その遁減を図り、顧客の信頼と不要な稼働時間の削減を獲得していきます。

(4) 安定的で持続的な組織運営を行うため次のような施策を行います

「マナベの信条Our Credo」や「企業方針Corporate Policy」を常に自覚し、その理念を日常行動のあらゆる場面に活かすよう努めます。

社会の公器としてE（環境）S（社会）G（企業統治）に貢献する企業を目指します。これらを商品づくりや店舗づくり、さらに組織づくりに反映させていくことで、新たな収益機会の獲得に結び付けていきます。

法令、定款、諸規程を整備し、これらを遵守することを徹底します。内部統制に対する理解と内部監査による牽制を推進します。

当社を取り巻く利害関係者に対して適切な適時開示を行えるよう体制を整備します。また会計情報が経営の重要なインフラとして定着するよう数値管理を徹底していきます。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 経済状況について

当社は、家具・ホームファッションの商品を通して、ライフスタイルを提案する事業を営んでおり、景気や消費動向に応じた適時適切な施策により、市場占有率の向上に努めてまいりますが、景気後退等、当社の事業を取り巻く様々な環境が想定を超えて変化した場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 同業他社との競争激化及び消費動向による影響について

小売業界では、厳しい経営環境が続き、低価格販売による企業間競争が激化しております。当社では、既存店舗のリニューアルや新規出店による店舗網の拡大、及び、顧客ニーズに応じた品揃えによる販売力の強化を図っておりますが、当社の経営成績は同業他社との競争激化や消費動向による影響を受ける可能性があります。

(3) 生産国の政治情勢等について

当社が販売する商品の多くは、中国などアジア各国からの輸入によるものです。このため中国などアジア各国等の政治情勢、経済環境、自然災害等により製造が滞った場合、又は輸送が困難となった場合には、当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが発生した場合、該当商品の生産国変更や国内仕入先へのシフトを迅速に行うことで、販売機会ロスを防ぎます。

(4) 自然災害等による影響について

当社は、主として店舗による事業展開を行っているため、地震・洪水・台風等の不測の自然災害によって店舗等の事業所が損害を受けた場合や営業継続が困難となった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このリスクに対して、自然災害に対応できる保険（建物・商品・営業利益など）に加入しております。

(5) 季節要因によるリスク

当社の取扱商品の中には季節性の強い商品が含まれており、冷夏や暖冬及び長雨等の天候不順によって、季節商品の販売動向が大きく変動することがあります。春夏商材であれば気温の上がる時期が早いか遅いかで、秋冬商材であれば気温の下がる時期が早いか遅いかで、そのシーズンの売行に影響を与えます。また冷夏や暖冬の場合、季節商材の売上が下がる傾向にあります。こうした事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。このようなリスクが発生し、商品動向の進捗の遅れが生じた場合、商品の適正売価の見直しを行い、在庫の滞留・売上低下を防ぎます。

(6) 出店政策

当社は関西エリアを主な経営基盤としておりますが、関西エリアに次ぐ重要商圏として関東エリアにも出店を行っております。新規出店に関して、市場競争状況の変化の他、地権者及び家主との契約、法規制等の影響などで出店時期が遅れる場合や計画変更を余儀なくされる場合、もしくは出店コストが増加する場合があります。業績に影響を与える可能性があります。このようなリスクを防ぐため、建築業社選定時にコストと納期の面で、複数社から見積を取り、最も良い条件の業者に決定しており、より早い納期でコストを抑えた出店ができるようにしております。

(7) システム障害について

当社は、システム障害に対して、主要システムのサーバー群をベンダーのデータセンターにアウトソーシングし、システム障害時の代替の業務運用を構築するなど、対策を実施しております。しかしながら、発注、入荷検品、仕入、売上等を全社基幹システムで運用しているため、自然災害、コンピュータウイルス、ネットワーク障害、人為的ミス等の不測の事態によるシステム障害が発生した場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 個人情報漏洩による影響について

当社は顧客に関する多くの個人情報を保有しております。個人情報の取り扱いにつきましては、管理を徹底しており、また「個人情報保護法」施行に伴い、さらに社内管理体制の充実と教育を推進し、プライバシーマークを取得（登録番号 第20002477）し、個人情報を慎重に取り扱うとともに、個人情報を保護するために万全を期しております。しかしながら、不測の事故または事件によって情報漏洩が発生した結果、当社の信用力低下を招いた場合、損害賠償の発生など当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 人材の確保及び育成について

当社では、店舗における小売業を展開していく上で、販売及び各分野における専門知識とノウハウを保有する創造的な人材を確保することが重要であります。当社としては、これらの必要な人材を充分確保できなかった場合には、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 固定資産の減損について

当社が保有する固定資産を使用している店舗の営業損益に悪化が見られ、短期的にその状況の回復が見込まれない場合、もしくは土地等の時価が著しく下落した場合において、当該固定資産について減損会計を適用し、当社の経営成績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(11) 為替相場の変動について

当社は海外商品の輸入取引及び為替取引を直接行っております。為替変動によるリスクに対しては為替予約等によりリスクの軽減に努めておりますが、為替相場の動向によっては仕入価格が変動する他、為替差損益が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(12) 法的規制等について

当社は、店舗、商品、販売、環境、労務などに関わる法令等に十分留意した事業活動を行っておりますが、その範囲を超える想定外の問題が発生した場合や、将来において法的規制の新たな導入や変更により当社の業務執行に支障が生じた場合、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 出店に対する法的規制等について

当社は、新規出店に関しましては、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」が平成12年5月31日に廃止され、平成12年6月1日より「大規模小売店舗立地法」が施行され、売場面積1,000㎡を超える新規出店について、騒音、交通渋滞、地域環境等の観点から、地元自治体による出店規制が行われております。今後の新規出店においても、これらの法的規制及び規制の変更等の影響を受ける可能性があります。

(14) 知的財産権について

当社が提供する商品の開発においては、商品部が「知的財産の管理体制マニュアル」に基づいてJ-PlatPat（特許情報プラットフォーム）を利用した調査を行い、さらに、必要に応じて顧問弁護士に再調査または相談をするなど、第三者の知的財産権を侵害しないことを確認する体制を構築しております。しかしながら、当社による商品開発に際して、意図せず第三者の知的財産権の侵害が生じた場合には、当社が損害賠償責任を追及されたり、商品販売を制限されたりすることで、当社の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 製造物責任リスク

当社の販売する商品に、危険物の混入や染料に有害物質が含まれる等の重大な品質不良が発生した場合、全店舗及びネット販売網における商品リコールや顧客の健康被害への対処を要し、業績の悪影響及び顧客の信用低下を招く可能性があります。これらのリスクに対し、品質を管理する部署を設置し、品質の向上を目指すとともに、製造物責任賠償保険に加入しております。

(16) 訴訟に関するリスクについて

当社では、重大な訴訟を提起されている事実はございません。しかしながら、当社が事業活動を行うなかで、損害賠償請求等の訴訟を受ける可能性があります、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 有利子負債への依存について

当社は出店を行うためには多額の設備投資資金を要します。そのため設備投資に要する資金を自己資金及び金融機関からの借入金により調達しており、総資産の内有利子負債の占める比率は、2022年5月末時点で66.5%となっております。当社として自己資本の充実を図り財務体質の改善に努めてまいります。今後、金利水準が変動した場合には、当社の業績、財政状態に影響を与える可能性があります。

(18) 経営人材リスク

代表取締役社長である真鍋守利は、当社の事業の立案や運営において、重要な役割を果たしております。同氏が当社の経営執行を継続することが困難となった場合、並びにそのような重要な役割を担い得る人材を確保できなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社は、お客さま・従業員の安全を最優先に考え、「新型コロナウイルスの感染症対策基本方針」を定め、店内設備の定期的な消毒作業やレジ待ち時などでのソーシャルディスタンスの確保に努めるなど、感染予防・拡大防止策を講じておりますが、店舗等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、店舗営業に支障をきたした場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、取引先等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、その影響により商品の安定的な供給が困難になったり、仕入価格が著しく変動したりすると、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

またコロナ禍におけるこれまでの影響に関しては、SCなど一時巣ごもりの需要による家具を中心とした売上の伸長、原材料費高騰による仕入価格の上昇、海上運賃の高騰に起因する物流費の上昇などがありました。

(20) J-Adviserとの契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年1月20日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しなかつ

たとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する

合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないこと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合には限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、

v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でない判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式

の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この財務諸表の作成にあたりまして、必要と思われる見積りは、合理的基準に基づいて判断しております。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における総資産は13,811,900千円となり、前事業年度末と比較して2,628,379千円増加となりました。これは主に、建物が927,900千円、商品が379,108千円増加した一方、現金及び預金が225,032千円減少したことなどによるものです。

当事業年度末における負債合計は10,954,781千円となり、前事業年度末と比較して2,467,279千円増加となりました。これは主に、未払法人税等が270,409千円減少した一方、社債が69,600千円、長期借入金が2,071,696千円増加したことなどによるものです。

当事業年度末の純資産合計は2,857,119千円となり、前事業年度末と比較して161,100千円増加となりました。これは主に、当期純利益の計上により利益剰余金合計が139,205千円増加した一方、利益剰余金の配当により16,960千円減少したことなどによるものです。

(3) 経営成績の分析

売上高は11,673,181千円(前年同期比2.9%減)となり、売上総利益は5,723,086千円(前年同期比4.1%減)となりました。これは木材など原材料費の価格高騰や海外調達商品の輸送コスト費用の増加及び為替レートの円安推移等の要因により、売上総利益率が前事業年度49.6%に対して当事業年度49.0%となり、前事業年度より0.6ポイント減少したことなどによるものです。販売費及び一般管理費は5,307,358千円(前年同期比9.5%増)となり、その結果、営業利益は415,727千円(前年同期比62.9%減)となりました。また、新規店舗出店におけるシンジケートローン費用である支払手数料を計上したことで、経常利益は310,348千円(前年同期比70.7%減)となりました。そして、法人税等合計を71,190千円計上したことなどにより、当期純利益は156,165千円(前年同期比75.1%減)となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 運転資本

上場予定日(2022年12月6日)から12か月間の運転資金は自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しています。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4 【設備の状況】

当社の報告セグメントは、家具、ホームファッション販売事業以外の事業の重要性が低いため、家具、ホームファッション販売事業の単一セグメントとなっております。主要な設備の状況につきましては、セグメント別の記載は省略しており、地域別に記載しております。

1 【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は1,524,629千円となっており、その主なものは、新規出店に関する費用等1,327,873千円とシステム開発費等に関する費用137,792千円となっております。

2 【主要な設備の状況】

2022年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)								従業員数 (名)
		建物	構築物	機械及び装 置	車両運搬具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他	合計	
栃木店 関東地区 (他3店舗)	店舗	548,214	19,370	—	1,330	673,717 (31,225.00)	21,071	—	1,263,703	43
高槻店 近畿地区 (他11店舗)	店舗	2,441,123	114,404	1,721	5,843	1,309,904 (9,465.19)	115,087	—	3,988,084	210
高知店 四国地区 (他1店舗)	店舗	159,077	0	—	—	405,170 (6,057.46)	1,669	—	565,917	21
博多店 九州地区 (他1店舗・1物流)	店舗 物流拠点	116,924	1,988	—	535	—	9,291	—	128,739	45
本部・物 流 (大阪府高 槻市)	事務所 物流拠点	112,134	681	—	1,341	—	8,594	165,117	287,870	67

- (注) 1. 上記金額のうち「その他」は、ソフトウェアであります。
2. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
栃木店 関東地区(他3店舗)	店舗	138,740
高槻店 近畿地区(他11店舗)	店舗	575,126
高知店 四国地区(他1店舗)	店舗	7,743
博多店 九州地区 (他1店舗・1物流)	店舗物流拠点	147,364
本部・物流 (大阪府高槻市)	事務所物流拠点	29,134

3 【設備の新設、除却等の計画】(2022年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手および完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
群馬千代田店	群馬県千代田町	店舗	2,050,000	465,000	自己資金 および借入金	2022年1月	2022年11月

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行 株式数 (株)	事業年度末 現在発行数 (株) (2022年5月31日)	公表日現 在発行数 (株) (2022年11月1日)	上場金融 商品取引 所名又は 登録認可 金融商品 取引業協 会名	内容
普通株式	32,000,000	23,520,000	8,480	8,480,000	非上場	単元株式数 100株
計	32,000,000	23,520,000	8,480	8,480,000	—	—

(注)2022年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、2022年8月26日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は31,968,000株増加し、32,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年8月26日 (注)	8,471,520	8,480,000	—	40,000	—	—

(注)2022年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、2022年8月26日付で株式分割(1:1,000)を行ったことによるものであります。これにより、発行済株式総数は8,471,520株増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2022年10月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	6	7	—
所有株式数(株)	—	—	—	5,400,000	—	—	3,080,000	8,480,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	63.68	—	—	36.32	100	—

(7) 【大株主の状況】

「第三部 株式公開情報 第3 株主の状況」に記載のとおりであります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,480,000	8,480,000	権利内容に制限のない当社における標準的な株式となっております。
単元未満株式	普通株式 —	—	—
発行済株式総数	8,480,000	—	—
総株主の議決権	—	8,480,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の利益配分に関する方針は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は期末日を基準とした株主総会決議による年1回の剰余金の配当を基本方針としております。

なお当社は、毎年11月30日を基準日として取締役会の決議をもって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年8月26日 定時株主総会決議	6,784	800.00

4 【株価の推移】

当社は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性-名(役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	—	真鍋 守利	1949年2月9日	1972年4月 1975年6月 1986年5月	(株)渡辺プロダクション入社 (有)真鍋家具店入社取締役 (現(株)マナビンテリアハーツ) 当社代表取締役社長(現任)	(注)2	(注)5	4,940 (注)6
取締役	品質管理部長	塚田 徹	1976年12月11日	1999年4月 2006年8月 2012年7月 2013年11月 2018年3月 2018年8月 2020年4月 2021年4月 2021年9月	当社入社 当社商品部バイヤー 当社箕面店副店長 当社商品部バイヤー 当社商品本部長 当社取締役(現任) 当社品質管理兼商品部家具部門バイヤー 当社ラインスタッフ品質管理 当社品質管理部長(現任)	(注)2	(注)5	—
取締役	店舗開発部長 兼管理部門管掌	高瀬 朗	1974年9月20日	1997年4月 2002年11月 2004年6月 2014年9月 2015年5月 2015年8月 2015年8月 2015年10月 2016年6月 2017年6月 2021年4月 2021年9月 2021年12月	カリモク家具販売(株)(現カリモク家具(株))入社 当社入社 当社商品部バイヤー 当社商品部家具部門次長 当社商品部家具部門部長 当社取締役(現任) 当社経理財務部長 当社営業推進部長 当社店舗開発部長 当社人事企画部長 当社インテリア研究部長 当社店舗開発部長(現任) 当社管理部門管掌役員(現任)	(注)2	(注)5	—
取締役	マーケティング 部長	上村 幸二	1966年6月22日	1991年4月 1993年4月 1998年3月 2001年4月 2003年8月 2004年7月 2005年6月 2007年3月 2008年8月 2014年5月 2015年5月 2016年6月 2017年3月 2017年6月 2021年4月	(株)ダイエー入社 同社アシスタントマネジャー 同社マネジャー 同社課長 (株)島忠入社 業務企画課長 同社新店準備室副部長 同社HOME S寝屋川店店長 (株)エディオン入社 商品部マネジャー (株)インテリアスヤマ入社 統括部長兼管理室室長 当社入社 当社川西店店長 当社営業部長兼川西店店長 当社取締役(現任) 当社営業部長 当社マーケティング部長(現任)	(注)2	(注)5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	—	平野章夫	1959年12月1日	1982年4月	東洋ゴム工業(株) (現TOYO TIRE(株)) 入社	(注) 3	(注) 5	—
				2008年4月	同社企画本部タイヤ企画部長			
				2009年4月	株式会社トーヨータイヤジャパンへ出向 取締役経営企画室長			
				2011年4月	同社常務取締役経営企画部長			
				2012年4月	東洋ゴム工業(株) (現TOYO TIRE(株)) 経営企画本部情報システム部長			
				2016年1月	同社タイヤ物流部長			
				2016年3月	同社常勤監査役			
				2020年8月	当社常勤監査役			
				2021年8月	当社取締役(監査等委員)(現任)			
取締役 (監査等委員)	—	尾熊弘之	1971年8月26日	2000年11月	司法試験合格	(注) 3	(注) 5	—
				2001年4月	司法研修所入所(第55期)			
				2002年10月	弁護士法人川原総合法律事務所入所			
				2006年9月	北浜法律事務所外国法共同事務所入所			
				2011年1月	尾熊法律事務所開設(現任)			
				2016年8月	当社監査役			
				2021年8月	当社取締役(監査等委員)(現任)			
取締役 (監査等委員)	—	斉藤章	1970年8月22日	2001年10月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所	(注) 3	(注) 5	—
				2006年6月	公認会計士登録(現任)			
				2011年12月	斉藤章公認会計士事務所開設(現任)			
				2012年12月	税理士登録(現任)			
				2014年4月	高知市包括外部監査人			
				2019年4月	高知県包括外部監査人			
				2019年6月	ニッポン高度紙工業株式会社 監査役(現任)			
				2021年8月	当社取締役(監査等委員)(現任)			
計								4,940

- (注) 1. 取締役(監査等委員)の平野章夫、尾熊弘之及び斉藤章は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員以外)の任期は、2022年5月期に係る定時株主総会の終結の時から2023年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役(監査等委員)の任期は2021年5月期に係る定時株主総会の終結の時から2023年5月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。
- なお、補欠の監査等委員である取締役の中川治氏は、社外取締役の要件を備えております。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
中 川 治	1968年7月27日	1993年10月	公認会計士・税理士山田淳一郎事務所 (現 税理士法人山田&パートナーズ)入 所	—
		1998年9月	公認会計士中川治事務所開設(現任)	
		2008年7月	東光監査法人代表社員(現任)	
		2010年9月	ほけんの窓口グループ(株)社外監査役 (現任)	
		2013年3月	メディカル・データ・ビジョン(株)監査 役(現任)	
		2014年9月	税理士法人NY Accounting Partners総括 代表社員(現任)	
		2016年6月	プレス工業(株)社外取締役(監査等委 員)(現任)	
		2016年8月	当社監査役	
		2018年8月	(株)アクセスグループ・ホールディン グス社外監査役	
2021年8月	当社補欠取締役(監査等委員)(現任)			

5. 2022年5月期における役員報酬の総額は63,247千円を支給しております。

6. 代表取締役社長の所有株数は、資産管理会社Mホールディングスが所有する株式数を含んだ実質所有株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

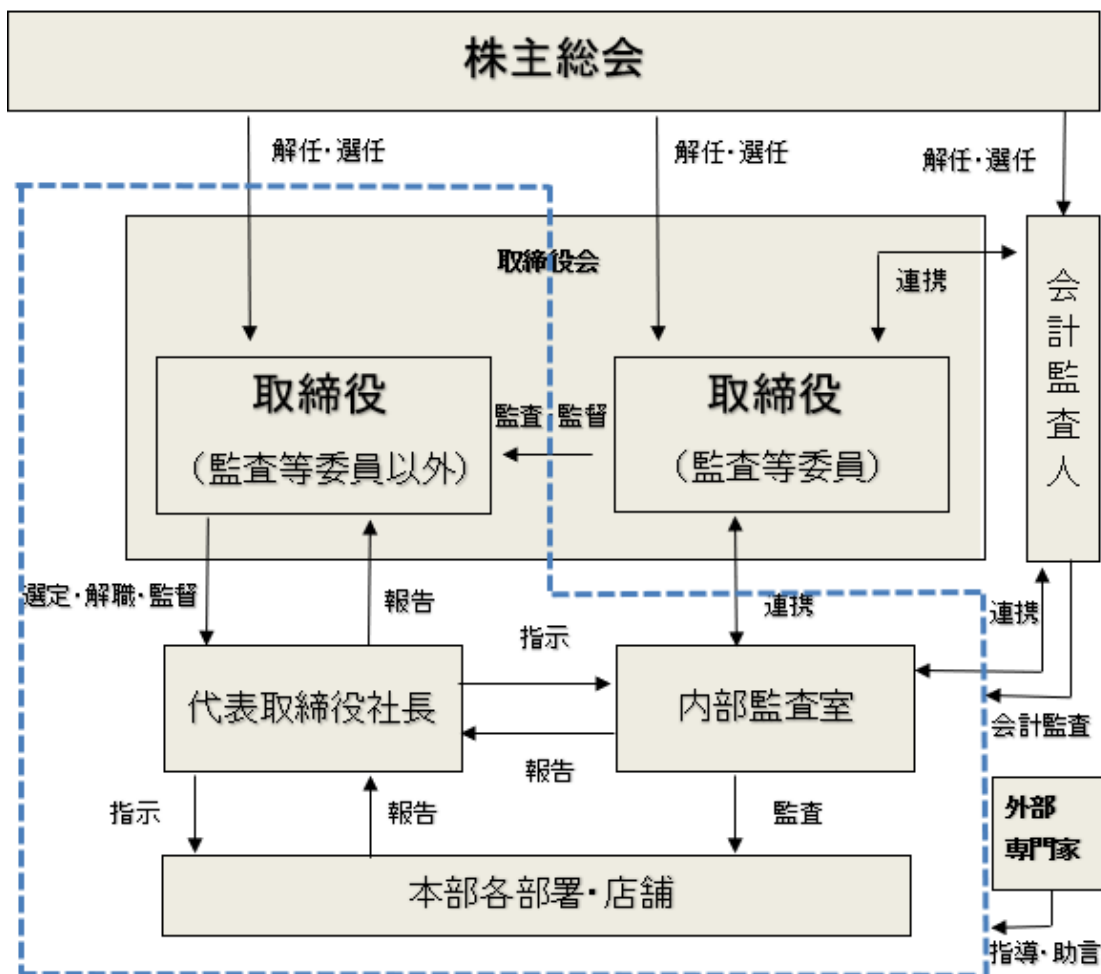
当社は「コーポレート・ガバナンス」という概念を、企業活動において株主、顧客、従業員、取引先、地域社会といった様々な利害関係者への社会的責任を果たすために必要不可欠なものとして認識しております。また、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び健全で透明性の高い経営を構築・維持していくことが重要な経営課題であると考えております。

そのため、取締役の監督責任の明確化、コンプライアンス体制の強化等を進めていく中で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

② コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下の図のとおりであります。



・取締役会

当社の取締役会は、取締役7名で構成され、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会において、職務権限規程に定められた経営上の重要事項を審議決定しております。また、取締役相互において、毎月の業務執行状況を把握するとともに、職務権限・業務分掌規程に基づく牽制が有効に機能しているか否かについて、確認・問題点の把握を行っております。構成員につきましては「(2) 役員の状況」に記載しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名と財務・会計及び法律に関する専門的な知見を有した非常勤監査等委員である社外取締役2名の計3名で構成され、客観的で公正な監視を行っております。

・会計監査人

会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

・内部監査室

当社の内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として被監査部門から独立した内部監査室の担当者1名が担当しており、被監査部門の業務が規程やマニュアルに準拠し、逸脱なく行われているかという観点から実施しております。

b. 統治の体制及び採用理由

業務執行において健全かつタイムリーで迅速な意思決定を行うことにより、企業価値の最大化を図るとともに、ステークホルダーの利害に配慮した経営に対する監督機能を果たすために、3名の社外取締役を選任しております。また、経営会議を通じて経営課題の認識共有を行うとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を通じて、コンプライアンスに関する課題を検討することで、コーポレート・ガバナンスの強化に繋がるものと判断し、現状の体制を採用しております。

c. 統制システムの整備の状況

業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、この内容に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- 2) 取締役会は内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- 3) 取締役は他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- 4) 取締役は各監査等委員が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けなければならない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役はその職務の執行に係る重要な文章の作成、情報を社内規程に基づき、それぞれの職務に従い、適切に保存及び管理する
- 2) 株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び文書管理規程、稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は必要に応じて適時見直し等の改善を行う。
- 3) 文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署等を定めるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- 1) 代表取締役社長は総務部長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置する。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- 2) リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント・コンプライアンス規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

- 3) 危機管理における具体的な対応については、緊急事態対応マニュアルに基づき、迅速な対応が図れる体制をとる。
 - 4) 取締役・使用人のリスク管理マインド向上のために、勉強会、研修を定期的実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを取締役会規程に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
 - 2) 業務分掌規程、職務権限規程を制定し、取締役会、経営会議等の役割、使用人の職位・職務分担、職務権限、役割、決裁権限等を明確に規定し、業務の効率性を確保する体制をとる。
 - 3) 経営会議、取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行う。
 - 4) 取締役はITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 代表取締役社長は、総務部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置する。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に進める体制を推進・維持する。
 - 2) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
 - 3) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるようにコンプライアンス研修を実施する。
 - 4) 当社はコンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（監査等委員・内部監査室・弁護士）に匿名で相談・申告できる内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。
 6. 監査等委員がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員以外）からの独立性に関する事項
 - 1) 当社は監査等委員の職務を補助する取締役及び使用人は配置していないが、監査等委員が求めた場合には取締役会は速やかに当該取締役及び使用人を任命及び配置するものとする。
 - 2) 補助すべき期間中は指名された取締役及び使用人への指揮権は監査等委員に移譲されたものとし、取締役（監査等委員以外）の指揮命令は受けない。なお、当該使用人の当該期間における人事考課等については、監査等委員の意見を尊重する。
 7. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 監査等委員は代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
 - 2) 監査等委員はリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に出席するとともに、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - 3) 監査等委員が閲覧を必要とする資料については、要請があり次第いつでも閲覧に応じることとする。
 - 4) 監査等委員は会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
 - 5) 必要に応じて、監査等委員からの要請により、専門家の助言を得られるべく対応する。
 8. 取締役（監査等委員以外）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1) 監査等委員は取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
 - 2) 取締役（監査等委員以外）及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員会に報告する。

- 3) 取締役（監査等委員以外）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに監査等委員会に報告する。
 - 4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを保障する。
9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- 1) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該費用等が明らかに監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に行える体制とする。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 1) 当社は、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力との関係遮断の基本方針を整備し、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
 - 2) その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

d. リスク管理体制の整備状況

当社は、持続的な成長を確保するために「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定めており、会社の全リスク及びコンプライアンスの統括管理を目的とした「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を四半期ごとに開催し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

③ 取締役の定数

当社の取締役の定数は、監査等委員以外の取締役は7名以内、監査等委員の取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

④ 取締役選任の決議要件

取締役の選任議案に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任すること及び選任は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑤ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款で定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑥ 取締役又は会計監査人の責任の免除

当社は、取締役及び会計監査人（以下「役員等」）が期待される役割を十分に発揮するため、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨を定款に定めております。

⑦ 中間配当の決議要件

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑧ 社外役員の状況

本書公表日現在、当社は社外取締役を3名選任しております。

平野章夫は、TOYO TIRE株式会社において、経営企画本部情報システム部長、常勤監査役を歴任し、豊富な経験と幅広い知識を有しております。これまでの当社常勤監査役としての実績も踏まえ、社外取締役として選任しております。

尾熊弘之は、弁護士として培われた高度な専門知識・経験を有しており、当社の監査体制の強化が期待できることから、社外取締役として選任しております。

斉藤章は、公認会計士・税理士としての高度な専門知識・経験が豊富であり、行政機関における監査経験もあることから、当社監査体制のより一層の強化が期待できるため、社外取締役として選任しております。

上記のとおり、社外取締役（監査等委員）は、豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことで、業務遂行の適切な監督を期待できます。

なお、当社は社外取締役（監査等委員）を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有しており、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能を果たせることを前提に判断しております。

当社と社外取締役（監査等委員）の間には、人的・資金的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。

⑨ 社外取締役（監査等委員）と内部監査、社外取締役（監査等委員）監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査室、会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報交換を行うことで相互連携を図っております。また、内部監査室及び会計監査人からは随時監査結果の報告を受けるなど緊密な連携を取ることで監査の実効性の向上を図っております。

⑩ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

(2) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（3名全て社外監査役）により監査役相互で連携することで効率的な監査を実施しております。

また、取締役会等の重要会議に出席するほか、常勤監査役が中心となり、業務監査を行うなどして、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において当社は、監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
平野章夫	3回	3回
尾熊弘之	3回	3回
中川治	3回	3回

当事業年度における監査役会の主な検討事項は以下のとおりであります。

- ・ 監査役会議長選任
- ・ 監査役会規程及び監査役監査基準の制定
- ・ 監査方針及び監査計画の策定
- ・ 取締役会決議事項について
- ・ 会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況について

当事業年度における常勤監査役の活動は以下のとおりであります。

- ・取締役会その他重要な会議への出席
- ・取締役及び関係部門からの各種報告聴取
- ・重要な決裁書類及び契約書等の閲覧
- ・本社及び営業店の業務及び財産状況の調査
- ・会計監査人との定期面談の実施

なお、2021年8月26日の定時株主総会より、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしました。

② 監査等委員監査の状況

監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名（3名全て社外監査等委員）により監査等委員相互で連携することで効率的な監査を実施しております。

また、取締役会等の重要会議に出席するほか、常勤監査等委員が中心となり、業務監査を行うなどして、取締役の職務執行を監査しております。

当事業年度において当社は、監査等委員会を月1回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
平野章夫	10回	10回
尾熊弘之	10回	10回
斉藤章	10回	10回

当事業年度における監査等委員会の主な検討事項は以下のとおりであります。

- ・監査等委員会議長選任
- ・監査等委員会規程及び監査等委員監査基準の制定
- ・監査方針及び監査計画の策定
- ・取締役会決議事項について
- ・会計監査人の監査の実施状況及び職務の執行状況について

当事業年度における常勤監査等委員の活動は以下のとおりであります。

- ・取締役会その他重要な会議への出席
- ・取締役及び関係部門からの各種報告聴取
- ・重要な決裁書類及び契約書等の閲覧
- ・本社及び営業店の業務及び財産状況の調査
- ・会計監査人との定期面談の実施

③ 内部監査の状況

当社は代表取締役社長の直属組織として内部監査室を設置し、監査計画に基づいて内部監査を実施しております。監査結果は速やかに代表取締役社長に報告し、必要に応じて関係役員にも報告して情報共有を図っております。また、内部監査室と常勤監査等委員については、必要に応じて意見交換等を行うなど連携を図り、監査の実効性の向上を図っております。

④ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

2021年以降

c. 業務を執行した公認会計士

前川 英樹

谷間 薫

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

その他 12名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定方針と理由は、監査法人としての独立性、専門性、品質管理体制を有している事、監査方法及び報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

なお、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任にかかる議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査法人の異動

該当事項はありません。

⑤ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	17,540	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬につきましては、監査公認会計士等の監査計画の範囲・内容・日数などの相当性を検証し、会社法の定めに従い株主総会の同意を得た上で決定しております。

e. 株主総会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」（日本監査役協会）を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。また、監査等委員の報酬等につきましても、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。)	52,396	52,396	—	—	—	5
取締役 (監査等委員)	10,851	10,851	—	—	—	4

(注) 1. 当社は、2021年8月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2021年6月1日から2022年5月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適切な財務報告のための社内体制構築、セミナーへの参加などを通じて、積極的な専門知識の蓄積並びに情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,315,810	2,090,778
売掛金	475,788	466,444
商品	1,748,414	2,127,522
貯蔵品	6,508	7,905
前渡金	77,628	114,793
前払費用	100,763	111,690
未収還付法人税等	—	110,115
未収消費税等	—	223,123
その他	71,790	67,165
流動資産合計	4,796,703	5,319,537
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	※2 2,449,573	※2 3,377,474
構築物(純額)	121,432	136,444
機械及び装置(純額)	—	1,721
車両運搬具(純額)	10,903	9,050
工具、器具及び備品(純額)	101,382	155,714
土地	※2※3 2,404,751	※2※3 2,404,751
建設仮勘定	4,348	905,990
有形固定資産合計	※1 5,092,391	※1 6,991,146
無形固定資産		
借地権	29,826	29,826
ソフトウェア	21,740	※6 135,291
ソフトウェア仮勘定	36,100	—
無形固定資産合計	87,666	165,117
投資その他の資産		
出資金	30	30
長期貸付金	535,561	638,796
長期前払費用	100,086	105,659
敷金及び保証金	※2 474,310	※2 499,810
繰延税金資産	96,557	91,586
その他	212	215
投資その他の資産合計	1,206,759	1,336,098
固定資産合計	6,386,817	8,492,363
資産合計	11,183,521	13,811,900

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	351,431	360,669
短期借入金	※4 100,000	※4 100,000
1年内償還予定の社債	※2 190,400	※2 330,400
1年内返済予定の長期借入金	※2 865,851	※2※5 1,277,953
未払金	233,206	226,710
未払費用	195,246	197,602
未払法人税等	272,295	1,885
未払消費税等	103,150	—
前受金	414,914	457,883
商品券引当金	18,030	—
契約負債	—	24,968
資産除去債務	—	8,200
その他	56,259	21,171
流動負債合計	2,800,785	3,007,445
固定負債		
社債	※2 844,600	※2 914,200
長期借入金	※2 4,496,906	※2※5 6,568,602
資産除去債務	344,210	463,533
その他	1,000	1,000
固定負債合計	5,686,716	7,947,336
負債合計	8,487,502	10,954,781
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	77,575	77,575
資本剰余金合計	77,575	77,575
利益剰余金		
利益準備金	3,517	5,213
その他利益剰余金		
別途積立金	286,500	286,500
繰越利益剰余金	2,306,047	2,443,557
利益剰余金合計	2,596,065	2,735,270
株主資本合計	2,713,640	2,852,846
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△17,621	4,273
評価・換算差額等合計	△17,621	4,273
純資産合計	2,696,019	2,857,119
負債純資産合計	11,183,521	13,811,900

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
売上高	12,022,181	11,673,181
売上原価		
商品期首棚卸高	1,604,580	1,718,596
当期商品仕入高	6,168,123	6,301,519
合計	7,772,703	8,020,116
商品期末棚卸高	※1 1,715,622	※1 2,070,021
売上原価合計	6,057,081	5,950,095
売上総利益	5,965,099	5,723,086
販売費及び一般管理費		
運賃及び委託費	957,418	1,072,125
給料及び手当	1,302,210	1,444,372
賞与	219,810	194,590
退職給付費用	7,929	8,308
減価償却費	282,008	327,879
地代家賃	808,579	898,110
その他	1,266,800	1,361,973
販売費及び一般管理費合計	4,844,756	5,307,358
営業利益	1,120,343	415,727
営業外収益		
受取利息	7,351	7,069
為替差益	304	28,390
デリバティブ評価益	—	9,085
その他	23,639	24,247
営業外収益合計	31,294	68,791
営業外費用		
支払利息	48,938	51,501
社債利息	5,522	4,995
社債発行費	—	5,834
支払手数料	16,239	107,087
デリバティブ評価損	19,387	—
その他	2,643	4,751
営業外費用合計	92,732	174,170
経常利益	1,058,905	310,348
特別利益		
固定資産売却益	157	—
受取保険金	—	401
国庫補助金	—	2,999
特別利益合計	157	3,401
特別損失		
減損損失	※2 81,471	※2 82,913
固定資産除却損	363	481
固定資産圧縮損	—	2,999
特別損失合計	81,835	86,394

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
税引前当期純利益	977,228	227,355
法人税、住民税及び事業税	363,466	77,796
法人税等調整額	△12,674	△6,606
法人税等合計	350,792	71,190
当期純利益	626,436	156,165

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	40,000	77,575	77,575	2,500
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	1,017
当期純利益	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	1,017
当期末残高	40,000	77,575	77,575	3,517

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	286,500	1,690,804	1,979,804	2,097,379
当期変動額				
剰余金の配当	—	△11,193	△10,176	△10,176
当期純利益	—	626,436	626,436	626,436
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	615,242	616,260	616,260
当期末残高	286,500	2,306,047	2,596,065	2,713,640

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△19,595	△19,595	2,077,784
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△10,176
当期純利益	—	—	626,436
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,974	1,974	1,974
当期変動額合計	1,974	1,974	618,234
当期末残高	△17,621	△17,621	2,696,019

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	40,000	77,575	77,575	3,517
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	1,696
当期純利益	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	1,696
当期末残高	40,000	77,575	77,575	5,213

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	286,500	2,306,047	2,596,065	2,713,640
当期変動額				
剰余金の配当	—	△18,656	△16,960	△16,960
当期純利益	—	156,165	156,165	156,165
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	137,509	139,205	139,205
当期末残高	286,500	2,443,557	2,735,270	2,852,846

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△17,621	△17,621	2,696,019
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△16,960
当期純利益	—	—	156,165
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	21,894	21,894	21,894
当期変動額合計	21,894	21,894	161,100
当期末残高	4,273	4,273	2,857,119

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	977,228	227,355
減価償却費	282,008	327,879
減損損失	81,471	82,913
受取利息及び受取配当金	△7,352	△7,070
支払利息	48,938	51,501
社債利息	5,522	4,995
固定資産除却損	363	481
売上債権の増減額(△は増加)	149,325	9,344
棚卸資産の増減額(△は増加)	△124,551	△380,505
仕入債務の増減額(△は減少)	11,255	9,238
未収消費税等の増減額(△は増加)	—	△223,123
未払消費税等の増減額(△は減少)	△35,425	△103,150
前受金の増減額(△は減少)	39,780	42,969
未払金の増減額(△は増加)	35,701	22,702
その他	13,156	△52,250
小計	1,477,424	16,683
利息及び配当金の受取額	39	33
利息の支払額	△56,326	△56,120
法人税等の支払額	△218,563	△458,322
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,202,574	△497,725
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△628,168	△2,196,790
無形固定資産の取得による支出	△79,031	△101,692
長期貸付けによる支出	—	△134,372
長期貸付金の回収による収入	34,202	34,125
敷金及び保証金の差入による支出	△103,272	△25,500
敷金及び保証金の回収による収入	150	—
その他	157	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△775,962	△2,424,230

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,006,676	3,430,000
長期借入金の返済による支出	△966,073	△946,201
社債の発行による収入	300,000	400,000
社債の償還による支出	△377,800	△190,400
配当金の支払額	△10,176	△16,960
その他	—	△5,834
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,373	2,670,604
現金及び現金同等物に係る換算差額	58	△2,957
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	379,297	△254,308
現金及び現金同等物の期首残高	1,977,851	2,357,148
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,357,148	※ 2,102,839

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 金融商品の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

(1) 商品・・・月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品・・・最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～39年
構築物	2年～30年
機械及び装置	9年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～20年

また、事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については、残存価額を零とし、賃貸借年数を基準とした定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社は家具・インテリア用品及びホームファッション用品等の販売について、契約に基づき顧客に納品する義務を負っております。当該履行義務は顧客への納品時に充足されるものであることから、当該一時点において顧客との契約に基づき収益を計上しております。これに関して重大な金融要素や、重要な対価の変動性、重要な変動対価の見積り等はありません。

8 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段・・・・・・ 為替予約
ヘッジ対象・・・・・・ 外貨建債務及び仕入支払代金
- b. ヘッジ手段・・・・・・ 金利スワップ
ヘッジ対象・・・・・・ 借入金の利息

(3) ヘッジ方針

- a. 為替予約取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、外貨建債務及び仕入支払代金に係る将来の為替相場変動によるリスクをヘッジしております。
- b. 金利スワップ取引については、借入金に係る将来の金利変動によるリスクをヘッジしております。

(4) ヘッジの有効性の評価

- a. 為替予約取引に関しては、判定期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動により有効性を評価して判断しております。
- b. 金利スワップ取引に関しては、想定元本が借入金と一致しており、ヘッジ期間も借入期間と一致しているため、ヘッジ手段の想定元本がヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、繰延ヘッジ処理が適用できるものと判断しております。

9 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	5,092,391千円	6,991,146千円
無形固定資産	87,666千円	165,117千円
長期前払費用	100,086千円	105,659千円
減損損失	81,471円	82,913千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社では、店舗を基本単位としてグルーピングし、営業損益が2期連続赤字もしくは赤字見込みとなる場合及びその他減損が生じている可能性を示す事象がある場合に、減損の兆候を識別しております。減損の兆候を識別した場合に、当該店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、過去の実績及び直近の経済状況を加味した売上高及び仕入価格であります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は現時点では限定的であり、当年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

減損損失の認識や測定については、将来の不確実性を考慮しておりますが、将来において経営・市場環境の変化、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等により将来キャッシュ・フローの見積り額の前提とした事業計画に重要な未達の発生、または将来の不確実性が増した場合、減損損失の発生により重要な影響を与える可能性があります。

2 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産（純額）	96,557千円	91,586千円
繰延税金負債相殺前の金額	148,451千円	187,348千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は繰延税金資産及び繰延税金負債を計上するにあたり、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減することができる範囲で計上し、繰延税金負債は全ての将来加算一時差異について計上しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の算定は、決算日までに制定または実質的に制定されている税法及び税率に従い、一時差異が回収又は支払が行われると見込まれる期の税率に基づいて行っております。

② 主要な仮定

課税所得の発生時期及び金額の算出においては取締役会で承認された事業計画を基礎としており、当該事業計画の主要な仮定は、過去の実績及び直近の経済状況を加味した売上高及び仕入価格であります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は現時点では限定的であり、当年度の見積りに大きな影響を与えるものではないと判断しております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得を見積るにあたって、前提とした条件や仮定に変更が生じ、その見積額が減少した場合には、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

また、税制改正により実効税率が変更された場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響金額を算定しましたが、当該累積的影響額はないため、当事業年度の期首の利益剰余金にはこれを加減算せずに、新たな会計方針を適用しております。また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「商品券引当金」は、当事業年度より「契約負債」に含めております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	4,002,522千円	4,270,943千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
建物	1,253,997千円	1,954,641千円
土地	1,933,934	2,404,751
敷金及び保証金	37,200	37,200
計	3,225,132千円	4,396,592千円

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
1年内償還予定の社債	20,400千円	20,400千円
社債	16,800	4,200
1年内返済予定の長期借入金	545,721	440,583
長期借入金	2,349,614	3,598,219
計	2,932,536千円	4,063,403千円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
当座貸越極度額の総額	750,000千円	450,000千円
借入実行残高	100,000	100,000
差引額	650,000千円	350,000千円

※4 当社は、新規出店に関する設備資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行8行とシンジケート方式のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。

事業年度末の当該契約に基づく借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
コミットメント期間付 タームローン契約の総額	— 千円	4,200,000千円
借入実行残高	—	2,830,000
差引額	— 千円	1,370,000千円

※5 圧縮記帳額

国庫補助金等により無形固定資産の取得原価から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
ソフトウェア	— 千円	2,999千円
合計	— 千円	2,999千円

(損益計算書関係)

※1 期末の棚卸高は収益性の低下による簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
	△12,795千円	7,332千円

※2 減損損失

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
埼玉県	店舗	建物等	80,935
その他	店舗	備品	535

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである一部の店舗について、収益性を勘案した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しました。

回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。また、使用価値により測定している場合には、使用価値を零として算出しております。なお、減損損失の内訳は、建物65,890千円、備品15,580千円であります。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
埼玉県	店舗	建物等	79,378
その他	店舗	備品	3,534

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスである一部の店舗について、収益性を勘案した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しました。

回収可能価額を正味売却価額により測定している場合には、不動産鑑定評価額等に基づき算出しております。また、使用価値により測定している場合には、使用価値を零として算出しております。なお、減損損失の内訳は、建物64,378千円、備品18,534千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	8,480	—	—	8,480

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2016年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	330	—	330	—	—
合計		330	—	330	—	—

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月26日取締役会	普通株式	10,176	1,200.00	2020年11月30日	2020年12月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	16,960	2,000.00	2021年5月31日	2021年9月1日

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	8,480	—	—	8,480

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	16,960	2,000.00	2021年5月31日	2021年9月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年8月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,784	800.00	2022年5月31日	2022年8月29日

(注) 当社は、2022年8月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行いました。
「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
現金及び預金	2,315,810千円	2,090,778千円
その他(流動資産)	41,338	12,061
現金及び現金同等物	2,357,148千円	2,102,839千円

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
重要な資産除去債務の計上額	45,800千円	122,734千円

(リース取引関係)

前事業年度(2021年5月31日)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なもの

1年以内	281,400千円
1年超	5,140,350
合計	5,421,750千円

当事業年度(2022年5月31日)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なもの

1年以内	319,779千円
1年超	5,527,394
合計	5,847,174千円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に店舗施設開発を行うための開発計画に照らし合わせ、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用を行い、デリバティブ取引はリスク回避手段として利用し、投機的取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客や取引先の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間が短く、貸倒れのリスクが低い債権であります。店舗開発においては、賃貸人に対して保証金並びに敷金の差入れ、建設協力金として長期貸付を行っております。営業債務である買掛金は、2カ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建ての仕入代金の支払いに係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」の「ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権や敷金及び保証金、長期貸付金については、経理財務部が債権の回収状況を随時確認し、残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクにさらされる金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。取引相手は、いずれも国内の信用度の高い金融機関であり、信用リスクは低いと判断しております。取引の管理運用は、デリバティブ取引管理規程に従い経理財務部が行っております。月次の取引実績は取締役会に報告されております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理財務部が適時に資金の状況を確認し、資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関の協力を得ながら、計画に基づき資金を調達し、必要資金水準を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品を参照ください。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,315,810	2,315,810	—
(2) 売掛金	475,788	475,788	—
(3) 長期貸付金	562,817	594,077	31,259
(4) 敷金及び保証金	318,517	294,687	△23,830
資産計	3,672,935	3,680,364	7,429
(1) 買掛金	351,431	351,431	—
(2) 未払金	233,206	233,206	—
(3) 未払法人税等	272,295	272,295	—
(4) 社債	1,035,000	1,034,947	△52
(5) 長期借入金	5,362,757	5,400,654	37,897
負債計	7,254,690	7,292,535	37,844
デリバティブ取引 (※)	(36,024)	(36,024)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金(1年内回収予定長期貸付金を含む)

一定の期間ごとに信用リスクを織り込んだその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値を算定しております。

(4) 敷金及び保証金

一定の期間ごとに信用リスクを織り込んだその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値を算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	2021年5月31日
敷金及び保証金	155,792

契約期間及び契約更新等の期間を合理的に算定することが困難な敷金及び保証金については時価を把握することが困難であるため、(4)敷金及び保証金には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,315,810	—	—	—
売掛金	475,788	—	—	—
長期貸付金	34,202	171,012	171,012	254,770
合計	2,825,801	171,012	171,012	254,770

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	190,400	290,400	314,200	20,000	220,000	—
長期借入金	865,851	1,030,780	763,808	644,358	459,898	1,598,060
合計	1,056,251	1,321,180	1,078,008	664,358	679,898	1,598,060

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期貸付金(※2)	670,102	676,142	6,039
(2) 敷金及び保証金	499,810	437,218	△62,591
資産計	1,169,913	1,113,360	△56,552
(1) 社債(※3)	1,244,600	1,243,904	△695
(2) 長期借入金(※4)	7,846,556	7,927,375	80,819
負債計	9,091,156	9,171,280	80,124
デリバティブ取引(※5)	6,532	6,532	—

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しています。

(※2) 短期貸付金に含まれている1年内回収予定の長期貸付金を、長期貸付金に含めています。

(※3) 1年内償還予定の社債を含めています。

(※4) 1年内返済予定の長期借入金を含めています。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は()で表示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,090,778	—	—	—
売掛金	466,444	—	—	—
長期貸付金	31,306	164,777	175,650	298,368
合計	2,588,528	164,777	175,650	298,368

(注2) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	330,400	354,200	60,000	260,000	240,000	—
長期借入金	1,277,953	1,144,514	1,022,840	842,828	722,888	2,835,528
合計	1,608,353	1,498,714	1,082,840	1,102,828	962,888	2,835,528

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融資産及び金融負債

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	676,142	—	676,142
敷金及び保証金	—	437,218	—	437,218
デリバティブ取引				
通貨関連	—	19,318	—	19,318
資産計	—	1,132,678	—	1,132,678
社債	—	1,243,904	—	1,243,904
長期借入金	—	7,927,375	—	7,927,375
デリバティブ取引				
金利関連	—	12,786	—	12,786
負債計	—	9,184,065	—	9,184,065

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに信用リスクを織り込んだその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割引いた現在価値にて算定し、レベル2の時価に分類しています。なお、1年以内に回収予定の長期貸付金を含めた金額を記載しております。

敷金及び保証金

一定の期間ごとに信用リスクを織り込んだその将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値にて算定し、レベル2の時価に分類しています。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しています。なお、1年以内に償還予定の社債を含めた金額を記載しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しています。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2021年5月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,007,520	724,155	11,785	△15,697
	買建				
	米ドル	2,015,040	1,448,310	△15,090	△15,916
合計		3,022,560	2,172,465	△3,305	△31,614

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等 の振当処理	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	仕入代金	233,100	133,200	3,544
	買建				
	米ドル		224,910	128,520	△2,633
米ドル			458,010	261,720	911

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	833,340	766,676	△27,757
合計			833,340	766,676	△27,757

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2022年5月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引	仕入代金	128,520	—	△28
	売建				
	米ドル				
	買建				
	米ドル		133,200	—	19,347
合計			261,720	—	19,318

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	766,676	700,012	△12,786
合計			766,676	700,012	△12,786

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の企業年金制度である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

(1) 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は7,929千円であります。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の企業年金制度である中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

(1) 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は8,308千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2016年5月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2名 当社部長・室長 3名 当社従業員 17名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 370 株
付与日	2016年5月24日
権利確定条件	定めておりません。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2018年6月1日～2021年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	2021年5月期	2022年5月期
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	—
権利確定後(株)		
前事業年度末	330	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	330	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	2021年5月期	2022年5月期
権利行使価格(円)	129,671	—
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一円
(2) 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 一円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
繰延税金資産		
商品評価損	22,797千円	25,334千円
減損損失	314,154	341,819
未払賞与	33,036	32,843
資産除去債務	119,062	163,172
繰延ヘッジ損益	9,318	-
その他	46,314	23,474
繰延税金資産小計	544,685千円	586,643千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△396,233	△399,295
繰延税金資産合計	148,451千円	187,348千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△44,468千円	△75,480千円
その他	△7,424	△20,280
繰延税金負債合計	△51,893千円	△95,761千円
繰延税金資産純額	96,557千円	91,586千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年5月31日)	当事業年度 (2022年5月31日)
法定実効税率	—	34.6%
(調整)		
住民税均等割額	—	1.6
評価性引当額の増減	—	1.3
法人税額の特別控除額	—	△4.7
その他	—	△1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	31.3

(注) 前事業年度は、法定実効税率との税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度(2021年5月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7年～39年と見積り、割引率は当該期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	293,951千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	45,800
時の経過による調整額	4,459
期末残高	344,210千円

当事業年度(2022年5月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗建物等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から7年～39年と見積り、割引率は当該期間に対応する国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	344,210千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	122,734
時の経過による調整額	4,789
期末残高	471,733千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(2021年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(2022年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント
	家具、ホームファッション販売事業
一時点で移転される財 店舗売上 通販売上	11,196,375 476,806
顧客との契約から生じる収益	11,673,181
その他の収益	—
外部顧客への売上高	11,673,181

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	475,788	466,444
契約資産	—	—
契約負債	18,030	24,968
契約負債 前受金	414,914	457,883

貸借対照表上、「前受金」に計上しております契約負債は、商品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、414,917千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

当社の事業セグメントは、家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

当社の事業セグメントは、家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

前事業年度において、固定資産の減損損失81,471千円を計上しておりますが、当社は家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

当事業年度において、固定資産の減損損失82,913千円を計上しておりますが、当社は家具、ホームファッション販売事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	真鍋 守利	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接10.5 間接89.5	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	2,549,102	—	—
役員 の近 親者	真鍋 妙	—	—	当社代表取締役社長真鍋守利の配偶者	(被所有) 直接5.7 間接94.3	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	120,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有 割合(%))	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	真鍋 守利	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接10.5 間接89.5	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	3,846,159	—	—
役員 の近 親者	真鍋 妙	—	—	当社代表取締役社長真鍋守利の配偶者	(被所有) 直接5.7 間接94.3	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	120,000	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に対して債務保証を受けておりますが、保証料の支払いは行っておりません。なお、取引金額は期末借入金残高を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
1株当たり純資産額	317円93銭	336円92銭
1株当たり当期純利益	73円87銭	18円42銭

(注1) 当社は、2022年8月26日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度については新株予約権残高がありますが、当社は非上場であり期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。当事業年度については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	当事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
当期純利益(千円)	626,436	156,165
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	626,436	156,165
普通株式の期中平均株式数(株)	8,480,000	8,480,000

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2022年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、2022年8月26日付で株式分割及び単元株制度の採用を行っております。

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的として株式分割をするとともに、単元未満株主が有する権利を合理的な範囲に制限するため、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2022年8月25日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、1,000株の割合をもって分割を行っております。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,480株
株式分割により増加する株式数	8,471,520株
株式分割後の発行済株式総数	8,480,000株
株式分割後の発行可能株式総数	32,000,000株

③ 分割の日程

基準日公告日	2022年8月8日
基準日	2022年8月25日
効力発生日	2022年8月26日

④ 1株当たり情報に関する注記に及ぼす影響

1株当たり情報に関する注記に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

(多額な資金の借入)

当社は、2021年12月14日開催の取締役会の決議に基づき、2021年12月30日付けでシンジケートローン契約を締結し、2022年6月28日に580,000千円、2022年9月26日に370,000千円の借入を行っております。

シンジケートローン契約の概要

組成金額	2,000,000千円
契約締結日	2021年12月30日
借入期間	15年(タームローン)
金利	年 6ヵ月TIBOR+スプレッド 0.69%
担保	有
借入先	株式会社三井住友銀行(アレンジャー) 株式会社関西みらい銀行

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	期首帳簿 価額 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	期末帳簿 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末取得 原価 (千円)
有形固定資産							
建物	2,449,573	1,221,665	64,378 (64,378)	229,386	3,377,474	3,288,907	6,666,381
構築物	121,432	30,398	—	15,386	136,444	225,954	362,399
機械及び装置	—	1,822	—	101	1,721	101	1,822
車両運搬具	10,903	4,004	1	5,857	9,050	34,403	43,454
工具、器具及び備品	101,382	128,946	19,015 (18,534)	55,599	155,714	721,576	877,290
土地	2,404,751	—	—	—	2,404,751	—	2,404,751
建設仮勘定	4,348	1,923,927	1,022,285	—	905,990	—	905,990
有形固定資産計	5,092,391	3,310,765	1,105,679 (82,913)	306,330	6,991,146	4,270,943	11,262,090
無形固定資産							
借地権	29,826	—	—	—	29,826	—	29,826
ソフトウェア	21,740	137,792	2,999	21,241	135,291	47,561	182,853
ソフトウェア仮勘定	36,100	79,140	115,240	—	—	—	—
無形固定資産計	87,666	216,932	118,239	21,241	165,117	47,561	212,679
長期前払費用	100,086	28,049	22,477	—	105,659	—	105,659

(注) 1. 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	京都吉祥院店	内外装工事	1,097,671千円
ソフトウェア	本部(各店舗)	基幹システム導入	137,190千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第5回担保付社債	2008年11月28日	45,000	24,600 (20,400)	変動金利	あり	2023年9月29日
第16回無担保社債	2013年12月6日	50,000	30,000 (20,000)	0.72	なし	2023年11月30日
第22回無担保社債	2016年12月21日	100,000	—	0.50	なし	2021年12月21日
第23回無担保社債	2017年9月15日	100,000	100,000 (100,000)	0.75	なし	2022年9月15日
第24回無担保社債	2017年12月27日	100,000	100,000 (100,000)	0.66	なし	2022年12月27日
第25回無担保社債	2018年8月17日	50,000	50,000	0.41	なし	2023年8月17日
第26回無担保社債	2018年9月25日	100,000	100,000	0.54	なし	2023年9月25日
第27回無担保社債	2018年12月20日	100,000	100,000	0.42	なし	2023年12月20日
第28回無担保社債	2019年2月22日	90,000	60,000 (30,000)	0.34	なし	2024年1月31日
第29回無担保社債	2020年8月27日	100,000	100,000	0.41	なし	2025年8月27日
第30回無担保社債	2020年12月8日	100,000	100,000	0.40	なし	2025年12月8日
第31回無担保社債	2021年3月31日	100,000	80,000 (20,000)	変動金利	なし	2026年3月31日
第32回無担保社債	2021年9月24日	—	200,000	0.41	なし	2026年9月24日
第33回無担保社債	2021年12月30日	—	200,000 (40,000)	変動金利	なし	2026年12月30日
合計	—	1,035,000	1,244,600 (330,400)	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」欄の()内書きは、1年以内の償還予定額であります。
2. 貸借対照表日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
330,400	354,200	60,000	260,000	240,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	100,000	0.78	—
1年以内に返済予定の長期借入金	865,851	1,277,953	0.82	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	4,496,906	6,568,602	0.71	2023年6月～ 2037年12月
合計	5,462,757	7,946,556	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の貸借対照表日残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,144,514	1,022,840	842,828	722,888

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	344,210	127,523	—	471,733

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	37,914
預金	
普通預金	2,052,864
計	2,052,864
合計	2,090,778

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
三井住友カード(株)	192,215
(株)ジェーシービー	108,063
P a y P a y (株)	52,801
三菱UFJニコス(株)	29,323
その他のクレジット会社	47,093
一般顧客	36,948
合計	466,444

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \times 365 \text{日} \div (B)$
475,788	10,171,336	10,180,681	466,444	95.62	16.91

③ 商品及び貯蔵品

区分	金額(千円)
家具	1,005,258
ホームファッション	992,660
未着品	129,602
貯蔵品	7,905
合計	2,135,427

④ 買掛金

相手先	金額(千円)
アスワン(株)	18,095
(株)松田家具	17,093
フランスベッド(株)	13,282
(株)パモウナ	11,196
カリモク家具(株)	11,060
その他	289,941
合計	360,669

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	5月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	5月31日、11月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 https://www.manacs.com
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
㈱Mホールディングス(注) 2, 5	大阪府高槻市美しが丘1-3-6	5,400,000	63.68
真鍋 守利 (注) 1, 2	大阪府高槻市	890,000	10.50
真鍋 英 (注) 3, 4	東京都武蔵野市	514,000	6.06
真鍋 妙 (注) 2, 3, 4	大阪府高槻市	480,000	5.66
真鍋 光 (注) 3, 4	大阪府茨木市	428,000	5.04
池田 彩 (注) 3	東京都武蔵野市	390,000	4.60
真鍋 充 (注) 3, 4	大阪府高槻市	378,000	4.46
計	—	8,480,000	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 2. 特別利害関係者等 (当社の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員)
 3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の親族)
 4. 特別利害関係者等 (当社の従業員)
 5. 特別利害関係者等 (役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2022年10月28日

株式会社マナビンテリアハーツ

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

前川 英樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

谷間 薫

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マナビンテリアハーツの2021年6月1日から2022年5月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マナビンテリアハーツの2022年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2021年5月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上